

令和 5 年 6 月 1 日現在

機関番号：32682

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2022

課題番号：20K13205

研究課題名（和文）唐代地方支配制度の新研究

研究課題名（英文）New Research on the Local Governance Systems of the Tang Dynasty

研究代表者

石野 智大（ISHINO, Tomohiro）

明治大学・研究・知財戦略機構（駿河台）・研究推進員

研究者番号：00770968

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、地方官人や雑任などの記録を多く伝える石刻題記の整理と分析を中心に据えて、唐代の地方行政制度や村落制度の内部構成を究明しつつ、それらを含む地方支配制度の枠組みについて分析した。結果として、唐代の地方支配制度の枠組みがより明確になるとともに、その内部における地方行政制度と村落制度の運動性が明確に浮かび上がってきた。また、これらの検討を通して、当時の基層社会における人的結合の制度的背景が明らかになったことも重要な成果として挙げられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

広範な領域を持つ前近代中国の王朝支配を考えるうえでは、中央の政策的意向や法制的枠組みにとどまらず、その支配の場であり、人びとの生活の場でもあった基層社会に目を向ける必要がある。しかし、史料上の制約なども影響して、唐代史研究においては当分野の研究が十分に進展してこなかった。このようななか、本研究では従来注目されてこなかった石刻題記などを利用し、その新たな分析手法を提示しつつ、唐代地方支配制度の理解を前進させた。また、基層社会における人的結合の制度的背景を明らかにし得たことは、人的ネットワークが重視される中国社会の特質を考えることにも繋がる成果と言えよう。

研究成果の概要（英文）：This study focuses on the organization and analysis of stone-engraved records, which contain many records of local administrators and Za-ren (雑任), to investigate the internal structure of the local administrative system and the village system during the Tang dynasty, and analyze the framework of local governance systems including these systems. This shed light on the local governance systems of the Tang dynasty, and the interlocking nature of the local administrative system and the village system within it emerged clearly. Further, the substantial study of the topic also revealed the institutional background of human bonding in the base layer of society at the time.

研究分野：中国史

キーワード：唐朝 地方行政 村落制度 雑任 律令 石刻史料

## 1. 研究開始当初の背景

唐朝の広範な領域支配を支えた地方行政制度(州・県)や村落制度(郷・里と坊・村)の研究は、20世紀初頭より日唐律令比較研究の一環として行われ、唐令や唐律の分析を中心に進められてきた。またその後は、新たに確認された敦煌・吐魯番文書を用いて、その運用形態にも注意が向けられてきた。唐代の地方行政・村落制度の制度的枠組みと運用実態の双方に着目する研究は、1990年代まで日本人研究者を中心に進められており、多くの基礎的な知見が蓄積されてきた。2000年代以降には中国の学界でも日本側の研究成果に触発される形で当分野に注目が集まり、これまで中堅・若手研究者を中心に研究が進められている。

さらに2010年以降、研究代表者は上記の先行研究を批判的に継承しつつ、石刻史料の事例をも取り込んで、唐代の地方行政や村落制度の研究を進めてきた。具体的には、唐初や武周時代の村落制度の施行を伝える石刻史料を新たに見出して分析を加え、それを踏まえて唐代前期に成立した村落制度の構造的特徴を明らかにし、村落制度下の行政担当者や教化担当者の活動実態を浮かび上がらせてきた。また近年では、地方行政組織である県とその下部の村落組織において、双方の実務担当者同士が血縁的な繋がりを持っていたことを明らかにし、これまで個別に取り上げられてきた地方行政制度と村落制度を包括的に検討する必要があることを指摘している。

これらの研究を進めるなかで、研究代表者は石刻史料のなかでも、史料作製時の発起人や協力者を刻んだ石刻題記に州県以下の基層社会の人びとの情報が大量に保存されていることを認識した。そこで科学研究費・若手研究「唐朝支配地域における基層社会構造の研究」(2018~2019年度)では、当分野で利用されることの少ない石刻題記の収集と分析を踏まえて、唐代基層社会の人的構成を明らかにし、多様な背景を持つ人びとを包含した基層社会の構造を提示することを試みたのである。そして、上記の研究を進めるなかで一層明確になったのは、唐代の石刻題記に地方行政や村落制度下の官人、雑任などの記録が豊富に残されており、彼らの姓名、官名や職名、活動内容、血縁関係、各組織内部の官職序列までもが伝えられていることであった。とくに大型の石刻題記に地方行政制度と村落制度にまたがる記録が残されていることは注目される。

以上のことから、唐代の基層社会の人びとの情報を大量に残す石刻題記を収集・分析することで、従来の州県制、郷里制、坊村制などの個別的な内容のみならず、それらを含めた地方支配制度の枠組みを明らかにできると考えるに至った。また、当分野では石刻題記の事例収集・調査・採録・分析などの基礎作業が十分に行われておらず、その状況を改善することで新たな地方行政史・村落制度史研究の展開が可能になると考えたことも、本研究を計画した理由として挙げられる。

## 2. 研究の目的

本研究は、唐代の地方行政制度や村落制度の内部構成を究明し、それらを含む地方支配制度の枠組みがどのようなものであったかを、当時の地方官人や雑任などの記録を多く伝える石刻題記を用いて考察する。またそれらを通して、州県制、郷里制、坊村制などの個別的理解を乗り越え、それらが複合的に機能していた唐朝の領域支配の実態を明らかにすることを目的とする。

## 3. 研究の方法

本研究では、唐代の石刻題記から地方の官人や雑任などの情報を抽出して分析を加え、それをもとに地方行政制度と村落制度を含む地方支配制度の枠組みを明らかにする。大きくは、本研究に関わる唐代石刻題記の整理と分析、唐代地方支配制度の枠組み解明に向けた個別研究、の二つの項目に沿って本研究課題を進めた。

ただし、本研究の実施期間は新型コロナウイルスの感染拡大時期にあたったため、申請時に予定していた海外史料調査は実施できず、国内研究機関(所属機関以外)での文献・史料調査も難しくなるなど、申請時の計画を変更せざるを得ない事態が生じた。そのため、史料の収集・整理については、予備調査済の石刻史料の整理・分析を優先的に行い、あわせて国内で閲覧・入手可能な石刻史料集から事例収集作業を積極的に進めることで、上述した不測の事態に対応した。

## 4. 研究成果

本研究では、唐代石刻題記(とくに大型題記)の整理と分析を基礎に据え、それと並行しつつ、唐代地方支配制度の枠組みの解明に向けた個別研究を進めた。その具体的な内容は、以下の(1)~(4)に示した通りである。

### (1) 唐代地方支配制度に関わる研究動向の把握

まず着手したのは、近年における国内外の研究成果の収集と分析である。ここ数年の間に、谷更有、趙璐璐、張雨、魯西奇、徐暢、馬新など中国人研究者の成果が立て続けに出版されており、中国の学界でも当分野に注目が集まってきた。しかし、これらの研究には重要な指摘が含まれる一方で、日本側の先行研究の見落としや個々の史料解釈の不備などに起因する不確かな記述も散見している。そのため、まずは近年の研究書を批判的に読み解きつつ、その成果と問題点を把

握することに努めた。この作業は最新の成果を本研究に取り込むうえでも必要なものである。また日本側の研究については、近年の唐代史研究全体の動向を整理したうえで、とくに重要な研究書である山根清志著『唐王朝の身分制支配と「百姓」』（汲古書院、2020年6月）の書評を行った。これらの成果の一部は、「2020年の歴史学界 回顧と展望（中国 - 隋唐）」（『史学雑誌』第130編第5号、2021年）「書評 山根清志著『唐王朝の身分制支配と「百姓」』」（『史学雑誌』第131編第2号、2022年）として発表した。また、前者の中国語版「2020年日本学界隋唐史研究的回顧与展望」が『中国唐史学会会刊』第41期（中国唐史学会秘書処、2022年）に掲載されたことは、日本の研究成果を中国の学界に紹介し、学術的な相互交流を促進するという点でも重要な意味を持つ。

#### （2）唐代石刻題記事例の収集・整理と分析

本研究計画のなかでコロナウイルス感染症の影響を最も強く受けたのは、関連史料の収集・調査に関わる部分である。本研究開始後、海外での石刻実物史料および拓本史料の調査は軒並み実施不可となった。そのため、申請時に予定していた作業方法を急遽変更して、コロナ禍においても実施可能なものへと切り替えた。具体的には、2019年以前に予備調査をしていた大型石刻史料の整理・分析を進めつつ、国内で閲覧や入手が可能な大小の石刻史料集から事例を収集し、それらをもとに研究計画を立て直すことを意識した。その作業は一年目に大きく遅れたものの、二年目以降には徐々に進展し、これまで注目されてこなかった石刻史料の文字起こしと分析を通して、当分野の研究に関わる重要な事例が複数発見された。これは研究代表者にとっても予想外の成果である。とくに、唐代の県郷里間の行政的責任者（地方官人や雑任など）の設置状況、活動実態、任用形態などを伝える史料は、先行研究でもほとんど注意されておらず、今後の新たな研究の基礎となろう。また、地方の行政実務を担う雑任の記録も新たに収集し得たものが多く、このことが後述する（4）の研究へと繋がることになった。

#### （3）唐代地方支配制度の構造と内部構成員

本研究では、唐代地方支配制度のなかでも、その実務担当者である地方官人や雑任などに注目して検討を進めた。その際には、基層社会において行政的な役割を担った人びとを取り上げるだけでなく、他の内部構成員にも留意しつつ、唐朝の地方支配の実態を描き出すことを試みた。一つ目は、唐代村落社会のなかでも不明瞭な存在であった「郷望」と呼ばれる在地有力者に関する研究である。具体的には、当分野の重要史料である玄宗期「金剛経碑」（佚碑）の復原を行い、その復原した碑文の分析をもとに「郷望」の特徴を明らかにし、あわせて「郷望」と地方官人・雑任などとの関係に論及した。その成果は「唐代玄宗期の郷望と村落社会」（『九州大学東洋史論集』第49号、2022年）として発表した。

二つ目は、唐代村落制度下における行政担当者の設置・廃止をめぐる問題である。唐代の郷の行政的責任者である郷長は、太宗期の貞観15年（641）に廃止されたと考えられてきたが、研究代表者はこれまでもその後に郷長が存在する事例を複数指摘してきた。そのうえで、本研究において河北省に現存する大型石刻題記の採録と分析を行ったところ、唐初より後にも「郷長」と「里正」が同じ地域でともに存在していたことが明らかになった。従来の唐代「郷」制の理解に再考を迫る内容であり、今後論文として発表する予定である。

三つ目は唐代の地方支配において重要な機能を担った戸籍制度の検討である。まずは戸籍制度の通時代的な推移を把握したうえで、唐代戸籍制度の検討を進めた。掲載書の刊行が予定よりも遅れているが、前近代中国の戸籍制度をまとめた文章を執筆し、本研究期間内に提出している。また、唐代の戸籍編造にも関わる「貌閱」（県令による村落内での人物照合）の文書を初めて紹介・分析した張栄強・張慧芬両氏の中国語論文を日本語に翻訳し、「新疆吐魯番新出の唐代貌閱文書について」（『明大アジア史論集』第26号、2022年）として発表した。

#### （4）唐代の地方行政制度と村落制度の連動性

研究代表者は以前より、唐代の地方行政制度と村落制度の個別的な分析に加え、それらを包括的に検討して、両者の内的連動性を明確にする必要があることを述べてきた。それは当時の基層社会における人的結合の制度的背景を解き明かすことにも繋がるものとなろう。ただし、その研究は史的な面で着手が難しいことから、これまで十分な検討が行われていない。

このようななか、本研究で重視してきた石刻題記に加え、墓誌・墓碑などにも地方行政組織と村落社会の間で活動した雑任の事例が散見することに（3）の作業の過程で気がつき、最終年度の後半では多くの時間を割いて、それらの事例収集・分析作業を集中的に進めた。その結果、唐代雑任の任用をめぐる法的枠組みと実態が、文献史料・出土史料双方の検討を通して明確になってきた。またそこでは、地方行政制度と村落制度をまたぐ制度運用が実施されていたことも確認できる。このアプローチの方法と結果は当初想定していたものではなかったが、本研究課題を実施するなかで見出したものであり、当分野の研究を大きく進める重要な手がかりを得た。その具体的な成果の内容は、かつての拙稿「武周時代の村落制度と基層社会の人的結合」（『法律論叢』第90巻第2・3合併号、2017年）を補うものともなり、今後論文として発表する予定である。

以上の（3）（4）の研究によって、唐代の地方支配制度の枠組みがより明確になるとともに、

その内部における地方行政制度と村落制度の連動性が明確に浮かび上がってきた。とくに基層社会で行政実務の担当者として活動した雑任の任用などの検討を通して、その具体的内容が裏づけられたことは重要である。また、本研究で提示した石刻史料(主に石刻題記)の分析手法は、今後の唐代地方行政史・村落制度史の研究において一つのモデルケースになると考えている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 石野智大（張大興訳）	4. 巻 第41期
2. 論文標題 2020年日本学界隋唐史研究的回顧与展望	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 拝根興・介永強主編『中国唐史学会会刊』	6. 最初と最後の頁 100-109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 石野智大	4. 巻 第72号
2. 論文標題 書評 孫（王+路）著「唐の医療制度に関する一考察」（『広島法学』四五-二）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法制史研究	6. 最初と最後の頁 422-424
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 石野 智大	4. 巻 第49号
2. 論文標題 唐代玄宗期の郷望と村落社会 河北省本願寺旧蔵「金剛経碑」の復原をもとに	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 九州大学東洋史論集	6. 最初と最後の頁 1-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15017/4794461	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 張 栄強・張 慧芬（石野 智大訳）	4. 巻 第26号
2. 論文標題 新疆吐魯番新出の唐代貌聞文書について	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 明大アジア史論集	6. 最初と最後の頁 31-48
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石野 智大	4. 巻 第131編第2号
2. 論文標題 書評 山根清志著『唐王朝の身分制支配と「百姓」』	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 史学雑誌	6. 最初と最後の頁 79-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 石野 智大	4. 巻 第130編第5号
2. 論文標題 2020年の歴史学界 回顧と展望 (中国 - 隋唐)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 史学雑誌	6. 最初と最後の頁 212-218
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------